

議案第10号

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第31条中「横断歩道橋等」を「横断歩道橋等、自動運行補助施設」に改める。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるため、本案を提出する。